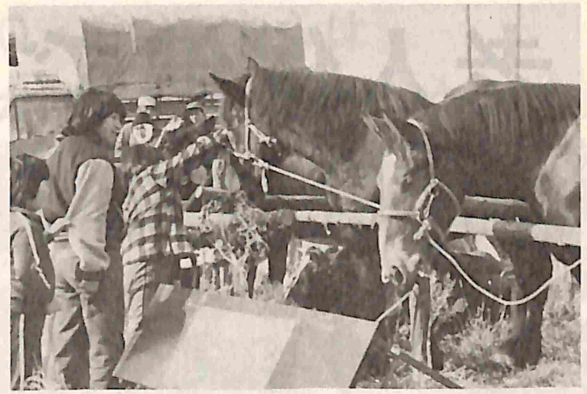


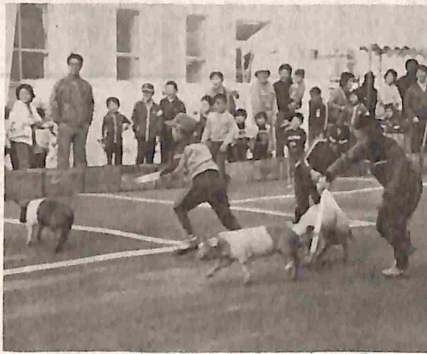


▲町長賞の表彰式

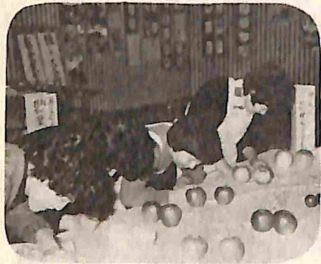
▶畜産共励会場の  
馬も上気嫌



▶大爆笑の  
仔豚レース



▶金木幼稚園児童  
の鼓笛隊



◀りんご品種  
当てクイズ



◀金魚すくい  
コーナー



◀どれもおいしそう！  
お弁当コンクール

▼穀類の部  
金賞 〓 大豆 東町営農組合 (嘉瀬) 銀賞 〓 玄米 川口隆 (蒔田) 〓 大豆 白川ツセ (同) 銅賞 〓 小豆 齋藤タミ (喜良市) 〓 大豆 東町営農組合 (嘉瀬) 〓 玄

▼りんご品種 当てクイズ  
金賞 〓 へりんご 鳴海浄 (嘉瀬) 銀賞 〓 栗 泉谷タマエ (川倉) 〓 ぶどう 加賀谷満雄 (喜良市) 銅賞 〓 へりんご 木下石雄 (嘉瀬)

▼果樹林産物の部  
金賞 〓 へりんご 鳴海浄 (嘉瀬) 銀賞 〓 栗 泉谷タマエ (川倉) 〓 ぶどう 加賀谷満雄 (喜良市) 銅賞 〓 へりんご 木下石雄 (嘉瀬)

▼生活改善善当の部  
最優秀賞 〓 吉崎令子 (嘉瀬) 優秀賞 〓 白川緑 (沢部) 優良賞 〓 黒川あさえ (嘉瀬) 中村純子 (嘉瀬) 努力賞 〓 山田ツヤ子 (金木) 坂本夏子 (藤枝) 今初枝 (喜良市) 荒関祥子 (金木) 白川ツセ (蒔田) 木下キミ (嘉瀬)

▼生活改善お善の部  
最優秀賞 〓 金木農協若妻会、優秀賞 〓 金木農協婦人部、優良賞 〓 山道生活改善グループ、努力賞 〓 嘉瀬農協婦人部、金木農協若妻会、金木農協婦人部、つばき生活改善グループ

トミエ (喜良市) 〓 白菜 齋藤タミ (喜良市) 銀賞 〓 人参 佐藤トミエ (喜良市) 〓 ニンニク 泉谷タマエ (川倉) 〓 大根 赤カブ 加藤千枝 (金木) 〓 白菜 宮崎タチエ (こぼう) 今憲雄 (以上喜良市) 銅賞 〓 高菜 白川哲子 (蒔田) 〓 人参 宮崎タチエ (喜良市) 〓 キャベツ 白カブ 加藤千枝 (金木) 〓 白菜 白川庄治 (大東ヶ丘) 〓 ネギ 齋藤タミ (喜良市) 〓 赤カブ 佐藤トミエ (喜良市) 〓 カボチャ 宮崎タチエ (喜良市) 〓 白菜 伊丸岡浅五郎 (喜良市) 〓 大根 今憲雄 (喜良市)

米 成田好勝 (藤枝) 葉たばこの部 金賞 〓 佐々木敏雄 (喜良市) 銀賞 〓 吉田義治、石井洋子 (以上大東ヶ丘) 銅賞 〓 増田安雄 (大東ヶ丘) 工藤正直、泉谷光幸、中谷実、泉谷佳正 (以上川倉) 長尾久雄 (金木)



# 老人保健で

## 今までとどう違うのか

老人保健では、老人の医療についての取扱いはすべて町で行います。(国民健康保険の場合はいままでも町でした。)

一部負担金を支払う

今までは老人医療費支給制度により、老人の医療は

七十才(寝たきりの人は六十五才)以上の人が診療を受ける場合、次のような点がいままでと違います。

窓口はすべて町

昭和五十八年二月一日から老人保健法が施行され、七十才(寝たきりの人は六十五才)以上のすべてのお年寄りは新しい制度でお医者さんにかかることになりました。

現在、どのような医療保険(国民健康保険、職場の健康保険、公務員の共済組合、船員保険、日雇健康保険)に、被保険者あるいは扶養家族として加入しているとも、七十才(寝たきりの人は六十五才)を過ぎれば、医療については、いままでの医療保健から切り離され、老人保健でお医者さんにかかることになりました。

ただし、いままで加入していた医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残され、医療以外の給付(例えば葬祭費など)は、いままで加入していた保険から支払われます。

老人保健による医療は、七十才の誕生日の属する月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。例えば、誕生日が二月十日であれば、

七十才以上、及び六十五才以上の寝たきりの人は、これからはみんな、老人保健でお医者さんにかかることとなります。

七十才とは

無料でしたが、これからは医療費の一部を自己負担することになります。(十頁の「医者にかかる場合は」をご覧ください)

健康手帳と保険証提示

今までは診療を受ける際病院等の窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示しましたが、これからは町から交付された「健康手帳」と「保険証」を提示して診療を受けます。

寝たきりの人とは次の表に記載されている程度の障害の状態の人で、町の認定を受けた人をいいます。文字通りの寝たきりの人とは限りませんが、二注意ください。

六十五才以前から寝たきりの人は、六十五才になっ

寝たきりの状態の人

三月から開始され、二月一日であれば、二月から開始されるということです。

所得を問わない

今までの老人医療費支給制度は、老人やその家族の所得が一定額以上あるときは対象となりませんでした。が、これからは所得に関係なく、すべてのお年寄りが老人保健で医療を受けられます。

## いつから老人保健に切りかえられるか

- 認定を受けた日の翌月、すれの場合もその日が月の初日であればその月)から老人保健による医療が開始された日の翌月(ただし、い) されます。
- ### 寝たきりの人の障害の程度
- 1 両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
  - 2 両耳の聴力損失が八十デシベル以上のもの
  - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
  - 4 咀嚼(そしゃく)の機能を欠くもの
  - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  - 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
  - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
  - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
  - 14 体幹の機能に歩くことができないう程度の障害を有するもの
  - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
  - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの







# 医者にかかる場合は

通院一月4000円  
入院一日3000円の一部負担金

## 外来受診の場合

外来で診療を受ける場合は、一つの医療機関（病院診療所）に一カ月四百円の

一部負担金を、最初の診療日に支払います。これは毎月支払うこととなります。

### 一カ月とは

一カ月とは月（暦日）を単位に計算し、月の一日から終りの日までです。

従って、月の終りの日に受診し、翌日の一日にも受診した場合は前の日も次の日も、それぞれ四百円支払わなくてはなりません。

一度四百円支払えば、もうその病院、診療所にはそ

の月は支払う必要はありません。

### 一つの医療機関とは

例えば、一カ月の間に、

胃が悪くて内科の病院にかかり、眼が悪くて眼科の病院にかかった場合、両方の病院に四百円支払います。

総合病院（五つ以上の科があり、百床以上のベッドを持つ病院）は、各診療科

を一つの医療機関として取り扱うことになっており、

複数の診療科にかかった場合は、各診療科ごとに一カ月四百円支払います。ただし、この場合、医師から指示のあった場合は、複数の診療科を受診しても四百円ですみます。

総合病院以外でも、一つの病院、診療所に内科と歯科がある場合、内科、歯科はそれぞれ別の医療機関として扱われますので、両方にかかった場合は、それぞれ四百円ずつ支払うこととなります。

## 入院の場合

入院の場合は、一日につき三百円の一部負担金を二

カ月間支払います（ただし健康保険や共済組合の被保険者本人が入院した場合は五十日間）

### 二カ月間とは

一部負担金を支払う期間の二カ月間とは、入院した日から、入院した日の翌々

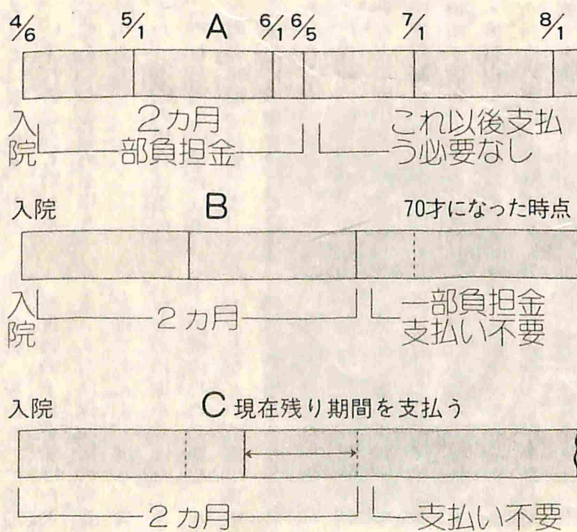
いったん退院して再度入院したような場合、再入院した日から二カ月間、また一部負担金を支払います。

### 入院中に70才になった人

七十才になる前から入院していて、入院中七十才の誕生日を迎え、老人保健の医療に切り替った人は、切り替った時点で二カ月以上入院していれば、一部負担金を支払う必要はありません。（この場合、入院の最初の日から二カ月の入院期

間を算定します。）（図B）  
二月一日以前から入院している人

七十才以上で、老人保健制度が施行される前から入院していた人の場合も同じように、老人保健に切り替ったときに、入院期間が二カ月を超えていければ一部負担金を支払う必要はなく、また二カ月を超えていなければ、残りの期間だけ支払うこととなります。（図C）



## 健康手帳と

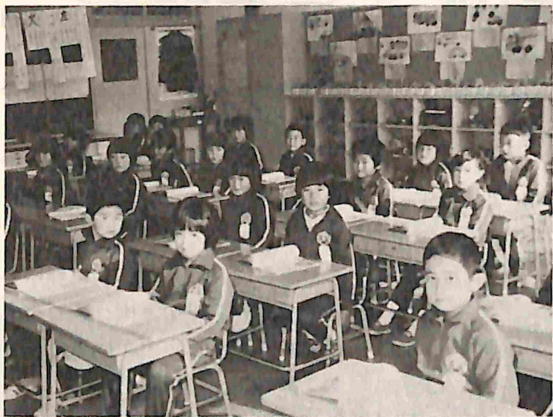
## 保険証を提示

お医者さんにかかる場合は必ず、「健康手帳」と「保険証」を提示して診療を受ける必要があります。これは「健康手帳」による受診資格を、また「保険証」によってどの医療保険の加入者であるかを明らかにするためです。



# 交通事故から守ってね!

## 金木小1年1組のみなさん



### 国民年金の豆知識

## 減額が生涯つづく 繰り上げ請求

国民年金の老齢年金と通算年金は、六十五才から支給されます。しかし、年金を受ける条件を満たしていれば、六十才から六十四才までの間ならいつでも希望するときに繰り上げて支給を受けられます。

ただし、年金額は六十才で四十%、六十一才で三十五%、六十二才で二十八%、六十三才で二十%、六十四

才で十一%それぞれ減額されます。いったん繰り上げ支給を受けると、この減額は生涯続くことになり、取り消しできません。

繰り上げ支給を請求するときは十分考えて請求しましょう。

詳しくは、役場町民課の国民年金係へどうぞ。

### 家庭奉仕員が訪問しています

町では、ひとり暮らしの老人や寝たきり老人などのいる家庭に、四名の家庭奉仕員を派遣し、衣類の洗濯、補修、掃除など身の回りの世話や、生活必需品の買物、通院介助などの家事介助を行っています。

現在、約五十世帯を毎週定期的に訪問していますが日常生活に困っている方は役場民生課へご連絡下さい。

なお、生活中心者が前年の所得税非課税の世帯は無料ですが、十月から所得税三万円未満の世帯は一時間当たり二百九十円、三万円以上の世帯は同じく五百八十円の負担となります。

### 戸籍の窓



(十月)

### おめでとう

秋元 伸哉 (浩) 蒔田 川口 淳史 (清) "

加賀谷 恵 (勝廣) 喜良市

### おしあわせに

古川 春香 (勝治) 喜良市  
花田 賢介 (公仁) 金木  
松川 心吾 (征) 嘉瀬  
鳴海 有香 (尉一) 中柏木  
神島 李華 (惠藏) 嘉瀬  
伊藤 直也 (正一) "

徳田 真澄 (誠) 蒔田  
成田 康大 (境市) 喜良市  
今 勇介 (寿彰) 金木  
津島 奈都美 (誠) "

鈴木 健也 (俊昭) "

(三上) 淳一 (石美) 車力村  
角田 千鶴子 (勇吉) 金木  
田中 博道 (道雄) 金木  
細川 惠美子 (直市) 北海道  
長尾 博昭 (四郎) 五所市  
吉田 りか子 (米逸) 金木  
齊藤 耕二 (勝三郎) 五所市  
原田 百合代 (俊司) 金木  
木下 春一 (正義) 嘉瀬  
須藤 敏子 (敏) 青森市  
榊引 隆 (幸雄) 金木  
神 眞理子 (喜一郎) 五所市  
中谷 和夫 (豊治) 黒石市  
斎藤 ひとみ (義雄) 嘉瀬  
池田 泰彦 (彦) 金木  
丸茂 ゆかり (清賢) 山梨県  
野崎 博 (久一) 東京都  
三橋 浩子 (勝利) 金木  
工藤 隆 (睦正) 嘉瀬  
小笠原 ゆかり (明) 木造町

(大橋) 哲 (豊治) 喜良市  
松橋 純子 (繁雄) 金木  
白川 亘 (喜美雄) 金木  
三上万智子 (萬通) 中里町  
今 保雅 (定男) 喜良市  
大川 公子 (敏明) 中里町  
鳴海 秀幸 (次男) 嘉瀬  
田邊 由美子 (義明) 青森市  
松川 光昭 (光男) 嘉瀬  
徳田 清子 (敏雄) 中里町  
伊藤 修 (定雄) 嘉瀬  
蒔田 里美 (美都直) 五所市  
村尾 憲吾 (清) 愛知県  
小田 桐美智子 (長一) 金木  
神島 岩光 (岩夫) 嘉瀬  
三上 優子 (勇八) 三厩村  
松本 房夫 (明幸) 熊本県  
小山内 里美 (一郎) 金木  
其田 春治 (彌太郎) 金木  
渡邊 一子 (一) 山梨県  
松尾 廣 (正五郎) 金木  
野澤 留美子 (鐵夫) 野辺地町  
村上 誠 (國夫) 島根県  
伊藤 テツ (重次郎) 嘉瀬  
佐藤 公則 (幸雄) 五所市  
津藤 文子 (政春) 嘉瀬  
小林 昭巳 (政雄) 弘前市  
加賀谷 一子 (満雄) 喜良市  
斎藤 政紀 (良治) 嘉瀬  
江良 留美子 (健治) 木造町  
坂本 由美 (善男) 愛知県  
中 史人 (義信) 藤枝

(成田) 和繁 (辰彌) 鶴田町  
山中 智輝子 (朝輝) 嘉瀬  
今 英紀 (勇) 嘉瀬  
佐藤 光江 (守) 福島県  
今 久幸 (米男) 喜良市  
井上 京子 (勇治) 鱈ヶ沢町  
藤元 昭浩 (昭造) 金木  
小笠原 圭子 (明) 青森市  
藤本 豊 (秀雄) 喜良市  
長内 ツミエ (松雄) 木造町  
山中 文春 (文長) 嘉瀬  
木下 章子 (勝雄) "

(神名) 俊彦 (定四郎) 木造町  
蝦名 七映 (豊則) 金木  
秋元 信行 (喜一郎) 蒔田  
黒龍 一恵 (健男) 稲垣村  
佐野 昭子 (繁範) 蒔田  
山中 武造 (武造) 嘉瀬

大橋 涉 (83) 金木  
長尾 サヨ (72) "  
白川 勉 (50) "  
古川 チヨナ (79) 喜良市  
古川 四郎 (74) "  
外崎 イヨ (92) 蒔田  
松橋 彌之吉 (80) 喜良市  
泉 順吉 (57) "  
泉谷 市太郎 (82) 川倉  
三濁 キク (92) 川倉  
田中 ひさ (75) 蒔田  
神 榮司 (91) 川倉

### おくやみ





お知らせ

買物の苦情や不満は  
遠慮なくどうぞ

毎月第1と第3月曜日の2日間  
役場企画室において消費苦情相談  
を開設いたします。買物について  
の苦情や不満がありましたら、遠  
慮なく相談においで下さい。

またお電話でも結構ですので、  
相談して下さい。

※企画室の電話番号

(3)2111 内線40番

2等陸・海・空士の募集

□募集期間

昭和57年10月1日～12月31日

□試験期日

受付時に通知します

□試験場

自衛隊青森地方連絡部

五所川原募集事務所

五所川原市末広町29の4

防犯灯を寄贈

東北電力五所川原営業所(藤澤  
昭六所長)では、毎年春と秋の2  
回「サービス旬間」を設定、サー  
ビス活動を展開していますが、さ  
る10月18日、「秋のサービス旬間  
(10月18日～27日)」にちなんで  
防犯灯六基を町に寄贈されまし  
た。

町では、早速町内6カ所に設置  
し防犯のため役立てています。

最低賃金が改定

青森県最低賃金(1日2,707円)  
が改正され、10月28日から次のよ  
うになりました。

最低賃金額 1日 2,858円

賃金の大部分が時間によって定  
められている者(時間給者)につ  
いては、1時間 358円

ただし、精皆勤手当、通勤手当、  
家族手当は最低賃金額には算入さ  
れません。

また、最低賃金額以上の賃金を  
支払わないときは、最低賃金法違  
反となり処罰されることがありま  
す。

青森労働基準局

福祉用電話機の

料金が値下げ

65才以上のひとり暮らし老人や  
からだの不自由な方が使用してい  
るシルバーホン(あんしん)(め  
いりょう)(ひびき)等の電話機  
器の使用料金を10月1日より値下  
げしました。

現在、福祉機器を使用している  
方は昭和58年3月31日までに申し  
出ただければ、10月1日にさか  
のぼって値下げします。

詳細については、直接お尋ねく  
ださい。

問い合わせ先

金木電報電話局 業務係

電話 3-2000

人権週間

12月4日～10日

12月4日から10日までは人権週  
間です。

今年のテーマの1つは「人権の  
共存」です。この意味は、人が人  
として生きるための当然の権利で  
ある基本的人権をお互いに尊重し  
ようということです。

あなたは、近所の人に気軽にあ  
いさつできますか?困っている人  
を見たら進んで声をかけられます  
か?自分の意見ばかりを主張して  
いませんか?ほんのちょっとした  
心づかいが人間関係をより豊かな  
ものにします。

人権問題でお困りの方は次の人  
権擁護委員が法務局にご相談下さ  
い。

中谷仁太郎さん (川倉)

Tel 2-3012

坂本義春さん (喜良市)

Tel 2-2386

今与之助さん (喜良市)

Tel 2-4397

鳴海 浄さん (嘉瀬)

Tel 2-5797

伊藤儀市さん (金木)

Tel 2-2503

一度の好奇心が

わが身を 家庭を

崩壊させる

麻薬・覚せい剤禍を

撲滅しましょう

児童生徒の明るい選挙啓発標語集 ④

選挙 金を使わず せいせいどうどう戦おう ----- 喜良市小5年 中村 正子  
あなたの一票が よい町づくりの第一歩 ----- 金木中1年 泉谷 光輝  
みんなで守ろう 正しい選挙 ----- 金木中2年 中西 信子  
選挙です良い人選んで良い町金木 ----- 金木中3年 三上 祥子